

令和4年第4回竜王町議会定例会（第1号）

令和4年12月7日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第66号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第67号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第68号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第69号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第70号 令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議第71号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第 9 議第72号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議第73号 令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第74号 令和4年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第75号 令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（11名）

1番	澤田満夫	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
8番	磯部俊男	9番	小西久次
10番	森島芳男	11番	岡山富男
12番	貴多正幸		

## 3 会議に欠席した議員（1名）

7番 大前セツ子

## 4 会議録署名議員

9番 小西久次                      10番 森島芳男

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	関司明德
住民福祉主監兼 住民課長	川嶋正明	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	寺本育美	総務課長	寺嶋要
未来創造課長	谷大太	中心核整備課長	森徳男
税務課長	中島孝之	生活安全課長	富田尚弘
福祉課長	中原江理	健康推進課長	西村忠晃
自立支援課長	野村博嗣	農業振興課長	富家和典
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長兼 生涯学習課長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	岡崎吉隆

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 小森久美子                      書記 井村奈緒美

開会 午後1時00分

**○議長（貴多正幸）** 皆さん、こんにちは。本来ですと、開会に先立ち、町民憲章の唱和をすることでございますが、新型コロナウイルス感染症対策の関係で割愛させていただきます。

ただいまの出席議員数は11人であります。よって、定足数に達していますので、これより令和4年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和4年竜王町議会第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナの感染状況ですが、11月中旬以降急拡大し、インフルエンザとの同時流行が懸念されているところでございます。人の往来が活発になり、感染拡大が予想される年末年始に備え、町民の皆様が安心して生活できるよう、希望する方々への迅速なワクチン接種に取り組んでまいります。

遡ること、一昨年11月25日に、本町職員が官製談合防止法違反で逮捕されてから2年が経過いたしました。自らが事件の当事者にならないために、また、組織の仲間を守るためにも、コンプライアンス意識の醸成は必須であることから、本年度も全職員を対象に研修を実施いたしました。研修をきっかけとして、自分自身や職場環境を再点検する習慣が身につくことを期待しております。

本不祥事を決して風化させることなく、職員の法令遵守意識が低下することのないよう、再発防止策に掲げた内容を継続して行ってまいります。

次に、令和5年度の予算編成でございますが、財政規律を守りつつ効果的な施策展開を図るため、予算の計上に当たっては前例踏襲によることなく、事業の取捨選択や見直しに取り組むことで、最小の経費で最大の効果を生む予算編成を行うよう指示したところでございます。一方で、優先度、緊急度を考慮し、必要な予算については積極的に計上し、明るく元気で活力あふれる、次世代に誇れるまちの実現を目指してまいります。

つい先日のことになりますが、我が町の伝統的祭事である山之上ケンケト祭り長刀振りが、風流踊としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。中世に源を

発するこのお祭りが関係者の方たちの手によって今日まで受け継がれてきたことに多大なる敬意を表するとともに、今後においても我が町が誇る伝統・文化の魅力発信に努めてまいります。

また、12月5日には、西小学校区放課後児童クラブが多くの関係者参加の下にリニューアルオープンいたしました。西区の子どもたちの新たな拠点として大いに活用していただきたいと思っております。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**○議長（貴多正幸）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（貴多正幸）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番 小西久次議員、10番 森島芳男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（貴多正幸）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月7日から12月22日までの16日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月7日から12月22日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 3 議第 66号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 67号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 68号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 69号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 70号 令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議第 71号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第 9 議第 72号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 10 議第 73号 令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議第 74号 令和4年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議第 75号 令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（貴多正幸） 日程第3 議第66号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例から日程第12 議第75号、令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）までの10議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第66号から議第75号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第66号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告において、「民間給与との較差を埋めるため、月例給、ボーナスともに引上げを求める」などの勧告がされ、国において特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことから、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第67号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告において、「民間給与との較差を埋めるため、月例給、ボーナスともに引上げを求める」などの勧告がされ、国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたこと

から、給料表及び勤勉手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第68号、竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町学校給食運営委員会の委員定数を13人から11人としたいことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第69号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町総合運動公園内において、新たにボルダリングジムを整備したことから、同施設の利用料金等を定める必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第70号、令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算額が73億9,383万1,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ5億2,660万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,044万円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、歳出予算におきましては、産業建設部門の移設に伴う庁舎別館改修工事費並びに寄附の増加に伴うふるさと納税に係る経費及び積立金を増額するものでございます。また、総合運動公園西部の再整備に係る予算の組替えを行い、年度末までの見込みにより人件費を補正するものでございます。

歳入予算におきましては、別館改修工事に係る財源として町債の増額、また、寄附の増加見込みにより未来につなぐふるさと交産寄附金を増額するものでございます。

繰越明許費補正につきましては、別館改修工事が年度末までには完了しない見込みであることから、増額の変更をするものでございます。

債務負担行為補正につきましては、今年度中に次年度の事業実施手続を進められるよう追加するものでございます。

地方債補正につきましては、別館改修工事の財源として増額の変更をするものでございます。

次に、議第71号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が13億3,460万1,000円でございます。

す。今回、この総額に歳入歳出それぞれ186万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,646万4,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出予算におきまして、保険給付費等交付金特別交付金の額の確定により返還することとなったことから、返還金を増額するとともに、歳入予算におきまして、特定健診の実施に係る令和3年度分の事業費が確定した結果、追加で交付されることとなり、また、返還金の補正に係る施設勘定（歯科）からの繰入金及び前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第72号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、歯科におきまして、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が4,866万6,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,890万5,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、診療の際に必要な消耗品費、保健事業費の確定による返還に伴う国民健康保険事業特別会計（事業勘定）への繰出金及び人件費の補正を行うとともに、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第73号、令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が10億5,542万3,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ83万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,625万4,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出予算におきまして、居宅介護住宅改修費及び地域密着型介護予防サービス給付費が不足する見込みであることから増額するとともに、人件費を補正するものでございます。

歳入予算におきましては、歳出で補正した経費へのルール分の負担として所要の財源を補正し、また、保険料が当初の見込みを上回ることから、介護給付費準備基金繰入金を減額するものでございます。

次に、議第74号、令和4年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和4年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額3億2,923万6,000円に、今回226万7,000円を増額し3億3,150万3,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決

予定額1億1,600万円に、今回220万8,000円を増額し1億1,820万8,000円に、資本的支出の既決予定額2億1,706万7,000円に、今回220万8,000円を増額し2億1,927万5,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出につきましては、営業費用の原水及び浄水費21万6,000円、総係費205万1,000円をそれぞれ増額いたしたいものでございます。

資本的収入につきましては、他会計負担金220万8,000円を増額いたしたいものでございます。

資本的支出につきましては、建設改良費220万8,000円を増額いたしたいものでございます。

次に、議第75号、令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和4年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額5億1,257万4,000円から、今回343万3,000円を減額し5億914万1,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額2億480万9,000円に、今回351万2,000円を増額し2億832万1,000円に、資本的支出の既決予定額3億8,584万8,000円に、今回351万2,000円を増額し3億8,936万円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしまして、収益的支出につきましては、営業費用の管渠費65万3,000円、処理場費77万1,000円をそれぞれ増額し、総係費485万7,000円を減額いたしたいものでございます。

資本的収入につきましては、補助金351万2,000円を増額いたしたいものでございます。

資本的支出につきましては、建設改良費351万2,000円を増額いたしたいものでございます。

以上、議第66号から議第75号までの各議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第70号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（貴多正幸） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋 要） ただいま、町長から議第70号、令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明があったところでございます。



が、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料35ページの令和4年度12月補正予算概要により説明させていただきます。

主な歳出から説明いたします。

財産管理費（手数料）65万4,000円の増額につきましては、七里地先の町有地売却に係る不動産鑑定を行うことから増額するものでございます。

次に、総合庁舎別館改修工事監理業務委託料905万3,000円及び総合庁舎別館改修工事3億9,200万円の増額につきましては、庁舎における住民対応窓口のワンストップ化を図るために、産業建設部門を別館に移設したく、これにより老朽化している設備の更新、バリアフリー化対応及び長寿命化を含めた別館の改修工事を行うことから増額するものでございます。

次に、ふるさと納税推進費といたしまして、現予算から5,000万円の寄附の増加を見込むことから、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

次に、企業立地推進事業といたしまして、山之上地先において町施策として開発を行うことから、下水道事業会計に351万2,000円、水道事業会計に220万8,000円、負担金を支出するため増額するものでございます。

次に、県議会議員選挙費447万円の増額につきましては、令和5年4月執行予定の県議会議員選挙について、年度末に告示予定であることから、令和4年度に必要となる経費を増額するものでございます。

次に、自立支援給付費1,200万円の増額につきましては、障害福祉サービス費及び障害児通所事業費が不足するため増額するものでございます。

次に、過年度重層的支援体制整備事業交付金返還金、過年度子ども・子育て支援事業交付金国庫支出金返還金及び過年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業返還金につきましては、令和3年度の各事業費が確定した結果、返還することとなったことからそれぞれ増額するものでございます。

次のページに移りまして、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金82万4,000円の増額につきましては、集落営農組織の継続的な発展のための体制の確立及び収益性の改善を図る経営体に対し、資材費や機械導入の補助を行うことから増額するものでございます。

次に、環境保全型農業直接支払交付金50万2,000円の増額につきましては、事業の取組面積の増加及び交付単価が高い取組への移行に伴い不足が生じることから増額するものでございます。

次に、日野川用水施設管理協議会負担金203万9,000円の増額につつま

しては、基幹水利施設に係る電気料金高騰により不足が生じるため、国及び県補助金の執行残が見込まれる県内の他地区において発生した余剰分が日野川地区へ振替えされることとなり、事業費が増額することから、負担金を増額するものでございます。

次に、県単独土木建設事業負担金310万円の増額につきましては、県が実施する道路改良事業の進捗により増額するものでございます。

次に、河川愛護作業補助金50万円の増額につきましては、実績見込みにより不足が生じることから増額するものでございます。

次に、総合運動公園施設整備（改修）工事設計・監理業務委託料1,173万7,000円の増額及び総合運動公園施設整備（改修）工事1,173万7,000円の減額につきましては、総合運動公園西部の再整備を行いたく、ボルダリングウォール設置工事の執行残を減額し、グラウンドゴルフ場等の整備に係る設計業務委託料を増額する予算の組替えを行うものでございます。

次に、東近江行政組合消防負担金1,514万9,000円の増額につきましては、消防費の基準財政需要額の確定に伴う精算により増額するものでございます。

次に、竜王小学校管理運営費といたしまして、体育館屋根の雨漏り及び自動火災報知設備の不良箇所に対応するため、修繕費を80万1,000円増額するものでございます。

次に、竜王西小学校管理運営費といたしまして、安全性を確保する観点から体育館の窓の落下防止対策を行い、また、排煙設備を修繕するため修繕費を195万3,000円増額し、防犯カメラ更新工事81万3,000円の増額につきましては、経年劣化により取替えを行うことから増額するものでございます。

次に、償還元金45万2,000円の増額及び償還利子120万2,000円の減額につきましては、元利均等方式を設定した町債について、借入先の利率見直しに伴い借入時より利率が低くなった結果、元金が不足することから増額するとともに、今年度の支払利子の総額が確定したことから利子を減額するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交産基金積立金5,000万円の増額につきましては、寄附の増加を見込むことから積立金を増額するものでございます。

次に、公共施設等における電気料金高騰分702万5,000円の増額につきましては、社会情勢等の要因により電気料が値上がりしており、予算が不足するこ

とから増額するものでございます。

次に、年度末までの執行見込みにより人件費2,182万8,000円を減額するものでございます。

続いて歳入補正予算でございますが、35ページの主な歳入から説明いたします。

国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金600万円の増額は、自立支援給付費の2分の1について、国が負担することにより増額するものでございます。

次に、県支出金について、障害者自立支援給付費負担金300万円の増額は、自立支援給付費の4分の1について県が負担することによる増額、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金82万4,000円の増額は、集落営農組織の取組に対する町補助に対して全額補助されることによる増額、環境こだわり農業直接支払交付金37万5,000円の増額は、環境保全型農業直接支払交付金の増額補正に対して4分の3補助されることによる増額、基幹水利施設管理事業補助金124万8,000円の増額は、日野川用水施設管理協議会負担金に対して補助されることによる増額、県議会議員選挙費委託金447万円の増額は、県議会議員選挙に要する経費について全額補助されることによる増額、河川愛護活動事業委託金50万円の増額は、河川愛護作業補助金の増額補正に対して全額補助されることにより増額するものでございます。

次に、庁舎維持修繕事業債3億2,590万円の増額は、別館改修工事の財源とするため増額するものでございます。

次に、その他といたしまして、未来につなぐふるさと交産寄附金5,000万円の増額は、寄附の増加を見込むことによる増額、後期高齢者医療負担金等返還金723万8,000円の増額は、令和3年度市町負担金の精算に伴い返還されることとなったことによる増額、派遣職員給与等1,032万2,000円の増額は、令和4年4月から中部清掃組合へ派遣している職員の給与について、町が支弁し同組合が負担する協定を結んでいることから、今回の人件費補正に伴う令和4年度の決算見込みにより増額し、補正予算に伴う一般財源所要額1億1,488万3,000円について、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

次に、36ページの繰越明許費補正(変更)について説明いたします。

総合庁舎維持修繕事業につきましては、別館改修工事が年度末までに完了できない見込みであることから、増額の変更を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正（追加）でございますが、来年度における業務の実施に向けて円滑な事業の実施を図るため、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることからそれぞれ追加するものでございます。

次に、地方債補正（変更）でございますが、先ほど歳入において説明しましたとおり、別館改修工事の財源とするため増額の変更を行うものでございます。

以上、令和4年度竜王町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

**○議長（貴多正幸）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### **日程第13 議員派遣について**

**○議長（貴多正幸）** 日程第13 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時31分